

食の安全・安心の確保について

平成17年3月8日

農 林 水 産 省

目 次

| | | |
|-----|------------------------------|---|
| 1 | 食の安全・安心の確保に関する現状 | |
| (1) | これまでの食の安全・安心の確保に係る施策の取組..... | 1 |
| (2) | 食の安全・安心の確保に向けた体制の整備 | |
| ア | 新たな食品安全行政の体制..... | 2 |
| イ | 食の安全・安心のための政策大綱..... | 3 |

| | | |
|-----|---------------------------------|----|
| 2 | 食の安全・安心の確保に関する課題と対応方向 | |
| (1) | 農畜水産物・食品の確実なリスク管理 | |
| ア | 基本的な考え方..... | 4 |
| イ | 生産段階における取組..... | 5 |
| ウ | 製造・流通段階における取組..... | 8 |
| エ | 食品汚染物質等のモニタリング・輸入食品の安全性の確保..... | 9 |
| (2) | 消費者の信頼の確保 | |
| ア | リスクコミュニケーションの推進...10 | |
| イ | 食品表示の適正化..... | 11 |
| (3) | 危機管理体制の整備..... | 13 |

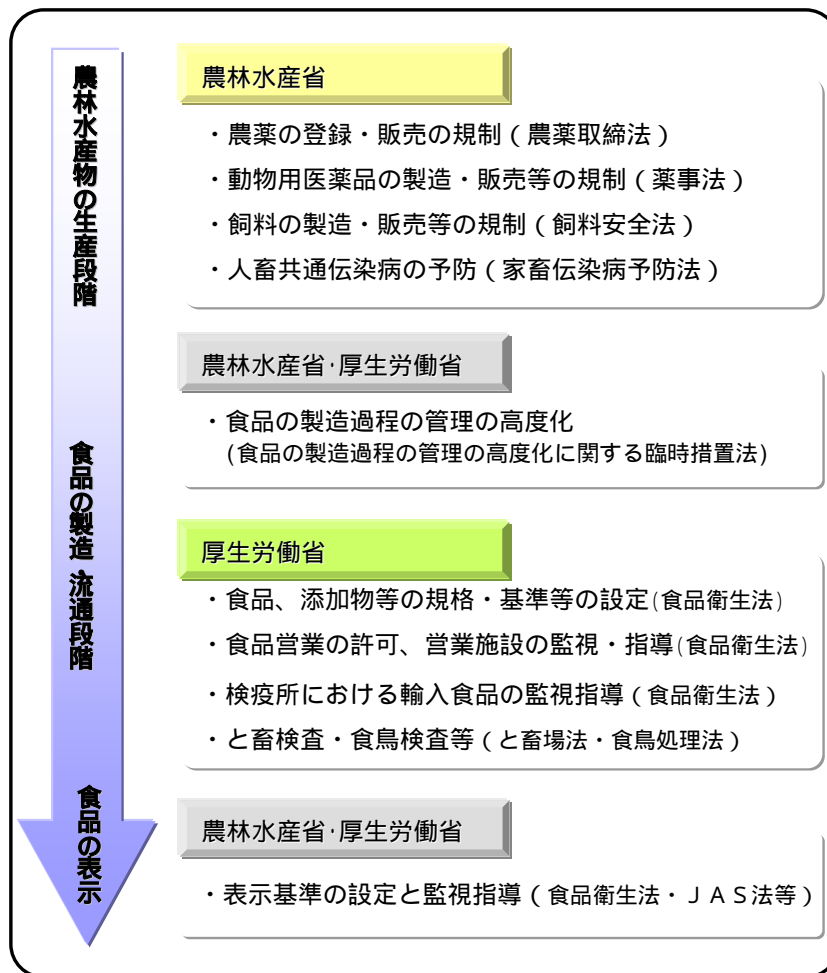
(1) これまでの食の安全・安心の確保に係る施策の取組

食の安全・安心の確保については、基本計画に基づき、食料の安全性の確保及び品質の改善を図るとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の衛生管理及び品質管理の高度化、食品の表示の適正化等の施策を講じてきたところ。

「食料」に関する位置付け

| 食料・農業・農村基本法 (平成11年7月制定) | 食料・農業・農村基本計画 (平成12年3月閣議決定) |
|--|---|
| <p>(食料の安定供給の確保)</p> <p>第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(食料消費に関する施策の充実)</p> <p>第十六条 国は、食料の安全性の確保及び品質の改善を図るとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の衛生管理及び品質管理の高度化、食品の表示の適正化その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資するため、健全な食生活に関する指針の策定、食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。</p> | <p>第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 食料に対する国民の需要については、食生活の変化を反映して高度化・多様化。 今後消費者の健康志向・安全志向の高まり等を背景としてこの傾向が続くと見込まれることから、こうした需要の動向に即して食料供給を行うことが重要。 <p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1 食料の安定供給の確保に関する施策</p> <p>(1) 食料消費に関する施策の充実</p> <p>食料の安全性の確保の重要性及び品質に関する消費者の関心の高まり等を踏まえ、食料の安全性の確保及び品質の改善を図るとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の衛生管理及び品質管理の高度化、食品の表示の適正化等の施策を講ずる。</p> <p>また、食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資するため、健全な食生活に関する指針の策定、食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供等の施策を講ずる。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> |

従来の施策



(2) 食の安全・安心の確保に向けた体制の整備

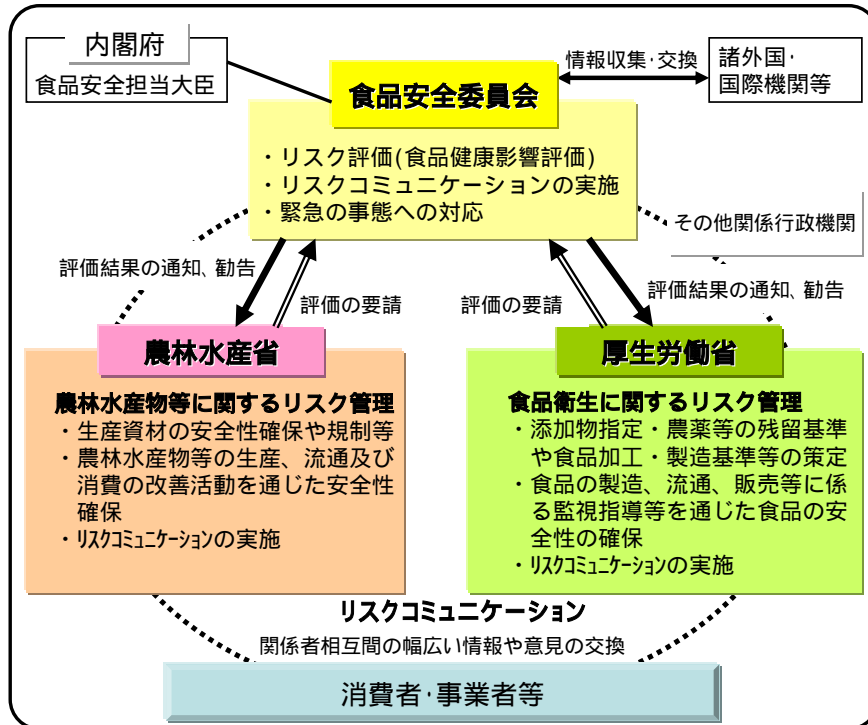
ア 新たな食品安全行政の体制

平成13年の国内初のBSEの発生をはじめとする食品安全を巡る様々な問題の発生等を契機とし、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するべく、政府は、食品安全基本法を制定して食品安全行政の基本理念を定めるとともに、食品安全行政に「リスク分析手法」を導入することとし、リスク評価を行う食品安全委員会を設置。

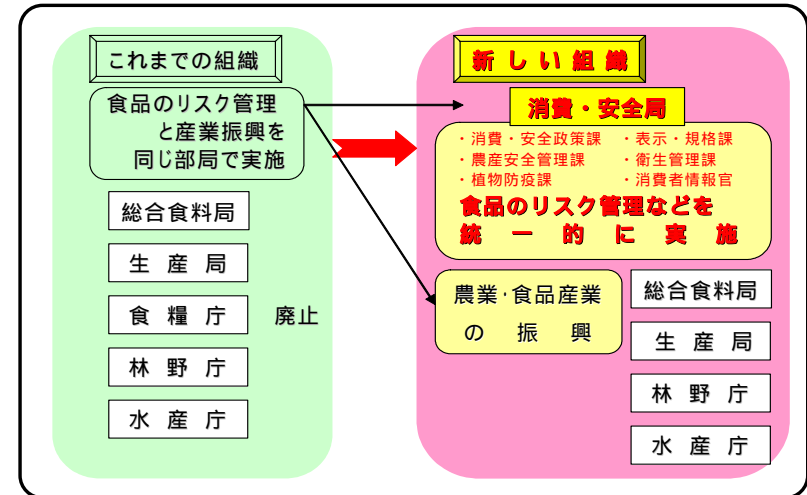
農林水産省は、農林水産物の生産段階の規制や食品製造技術の向上等を通じて安全な食料供給を実現する役割を果たすため、産業振興部門から独立して食品分野における消費者行政とリスク管理を一元的に担う組織として、本省に「消費・安全局」を、地方農政局に「消費・安全部」を設置。

厚生労働省は、食品の安全基準の設定や営業の取締等を通じて公衆衛生の向上を図る役割を果たすため、食品保健部を食品安全部に改組。

食品安全行政の体制（平成15年7月～）



農林水産省における組織の改革（平成15年7月～）



リスク分析手法の考え方

リスク評価：食品の摂取が人の健康に悪影響を及ぼす確率と程度について、科学的な評価を実施。

リスクコミュニケーション：消費者、生産者、事業者、行政などの関係者が互いに情報や意見を交換し、施策に反映。

リスク管理：国民の食生活の状況などを考慮し、リスク評価に基づいて、行政が関係者と協力し、健康に重大な影響が生じないようにリスクを抑える対策を決定・実施。

イ 食の安全・安心のための政策大綱

農林水産省では、国民の健康の保護を最優先とした政府全体の新しい食品安全行政に的確に対応するための指針として、平成15年6月に「食の安全・安心のための政策大綱」を決定。

新たな組織体制の下、同大綱に沿って毎年工程表を作成し、産地段階から消費段階にわたるリスク管理や消費者の安心・信頼の確保に関する施策を推進。

「食の安全・安心のための政策大綱」(平成15年6月)

大綱のねらい

- 農林水産省が国民の健康の保護を最優先とした政府全体の新しい食品安全行政に的確に対応するための指針
- 「消費者の視点に立った安全・安心な食料の安定供給」、「政策づくりへの国民の参画」の重要性について意識改革を徹底

基本的考え方

- 今後、食品安全委員会がリスク評価を、農林水産省や厚生労働省などが分担・協力してリスク管理を担当
- 行政や生産者・事業者の取組が、国民に「安心」、「信頼」として実感されるよう、食の安全・安心を確保するための政策を展開

関係者の意見を反映した
施策づくり

生産から消費
までを考えた総
合的な施策づく
りと確実な実施

生産者・事業者
による安全・安
心な食品供給
の促進

的確な
危機管理

政策の展開方向

新たな食品安全行政に対応するための体制の見直し・強化
関係行政機関、地方自治体等との密接な連携
消費・安全局の新設等によるリスク管理体制の強化
消費者等の関係者の意見の反映等リスクコミュニケーションの推進
食品安全危機管理官の新設等による危機管理体制の整備
コーデックス委員会など国際機関、主要国との連携

産地段階から消費段階にわたるリスク管理の確実な実施
産地・事業者の自主的なリスク管理の取組の支援
農業資材に関する制度の見直しと適正使用の推進
モニタリングの強化、指導・助言、情報提供
厚生省等と連携した輸入食品検査等の強化、輸出国との情報や意見交換
家畜防疫の強化

消費者の安心・信頼の確保
厚生省と一体となった表示制度の運営、監視強化
関係者の理解の促進等を通じたトレーサビリティシステムの導入、普及
「食を考える月間」の設定、地域や家庭、学校での食育の積極的な推進
産地消費等、消費者と産地の顔の見える関係づくりの推進
水際での動植物検査等の強化

食の安全・安心を確保するための環境保全の取組
環境省と連携した農地や漁場などの土壌・水質等に関するモニタリング
リサイクルの推進や有害物質の発生・排出低減への国民の理解促進
環境にやさしい生産活動への支援

研究の充実
リスク低減技術の開発などリスク分析を支える研究の強化と情報提供

「食の安全・安心のための政策大綱工程表(平成16年度)」(抜粋)

関係府省が連携した食品安全行政の推進

- ・ 食品安全委員会、関係府省との連携
 - 食品安全委員会に対し、リスク評価を諮問【順次】
 - 食品安全行政に関する関係府省連絡会議【4半期ごと】、同幹事会【毎週】等を開催

産地段階から消費段階にわたるリスク管理の確実な実施

農畜水産物・食品の安全性確保の強化

- ・ 産地におけるリスク管理の推進
 - 有害物質等の全国的な実態を把握するためのモニタリング調査【16年度】
- ・ 輸入食品の安全の確保
 - 輸入野菜等の残留農薬に関するモニタリング調査【4半期ごとにホームページで公表】

人畜共通感染症を含む家畜防疫体制の強化

- ・ 家畜伝染病予防法に基づく対策の徹底
 - 飼養衛生管理基準の公表【9月】、BSE等に関する特定家畜伝染病防疫指針の公表【10月】

水産防疫体制の強化

- ・ 水産防疫体制の検討(検討結果取りまとめ)【7月】
- ・ コイヘルペスウイルス病対策の推進(まん延防止対策等を実施)【16年度】

消費者の安心・信頼の確保

食品表示・JAS規格の適正化

- ・ 監視の徹底(食品表示110番による監視)【毎月とりまとめ】
- ・ 表示ルールの改善
 - 加工食品等の原料原産地表示の見直しに関する表示基準の改正【9月】

トレーサビリティシステムの確立

- ・ 食品一般(実証実験の実施、品目別導入の手引きを順次作成)【16年度】
- ・ 牛肉(牛肉トレーサビリティ法の施行(流通段階))【12月】

リスクコミュニケーションの推進

- 消費者等との定例懇談会を開催【随時】

2 食の安全・安心の確保に関する課題と対応方向

(1) 農畜水産物・食品の確実なリスク管理

ア 基本的な考え方

農薬や肥料、動物用医薬品などの生産資材については、法律に基づく製造、販売、使用等に関する規制を徹底するとともに、遵守状況の監視に万全を期すことが必要。

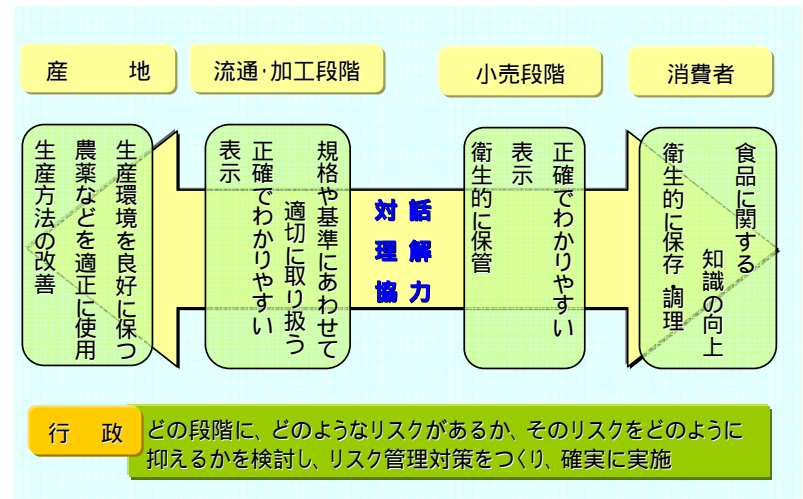
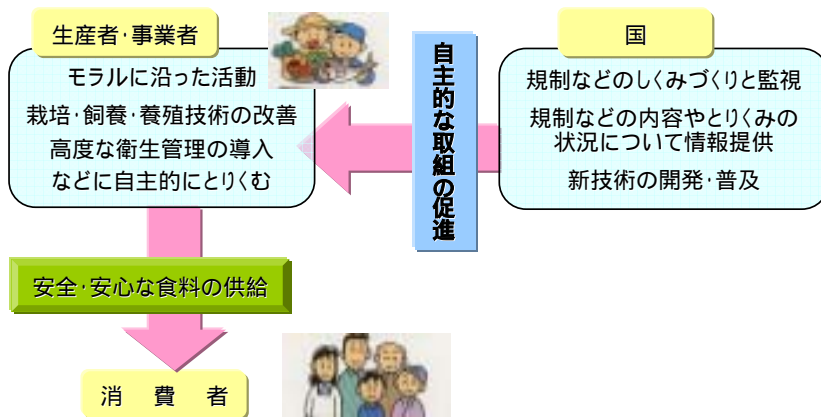
消費者に安全な食品を供給するため、GAPの作成とこれに基づいた農業生産、飼養衛生管理基準に即した家畜の衛生管理、HACCP手法を導入した食品の製造加工など、生産者・事業者による自主的な取組を進めることが重要。

カドミウムやダイオキシンなどの環境からの汚染物質や輸入農産物等については、リスクの程度や汚染状況の実態調査を行い、その結果に基づいてリスク管理を実施することが必要。

これらリスク管理の実施に当たっては、食品の安全性に関する情報を提供し、対話を通じて関係者の懸念や意見を施策に反映させつつ、産地から食卓まですべての関係者が協力して取り組むことが必要。

食卓に安全な食品を届けるためのしくみをつくり、生産者・事業者の取組を進めます。

産地から食卓まですべての関係者が協力して、取り組める施策をつくります。



イ 生産段階における取組

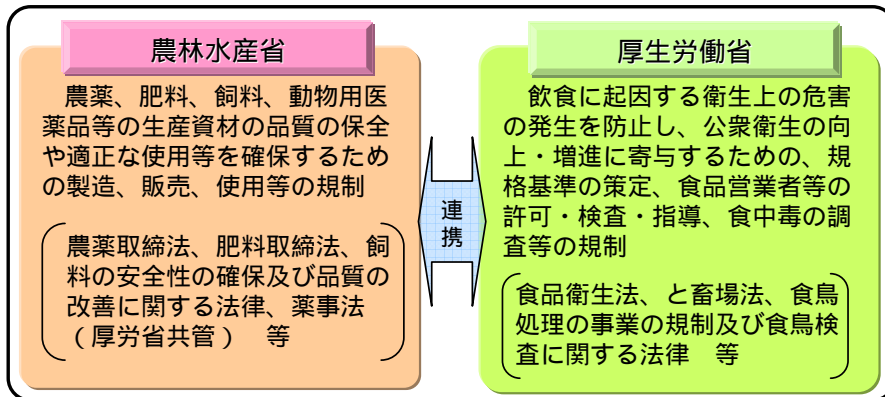
生産資材の適正使用・管理等

農薬、肥料、抗生物質等の生産資材については、人の健康に悪影響を及ぼす物質が食品中に残留するおそれがあることから、法律に基づく製造、販売、使用等の規制を確実に実施し、その品質の保全・適正な使用等を確保する必要。このため、立入検査の実施、研修会の開催やアドバイザーの育成等を通じた法制度の周知・適正使用の徹底を推進。

カドミウム、ダイオキシン類等の汚染物質については、検討チームを設置し、農林水産省内の横断的対策を検討するための体制を強化。

また、農産物の安全性や品質確保のためには、農産物の生産段階から配慮する必要があることから、生産者によるGAPの取組の推進が必要。このため、作物別のGAP策定・普及マニュアルの作成、研修会の開催、産地実証等を通じたGAPの周知、農作物の生産工程管理によるリスク管理の徹底を推進。

農畜水産物の安全性を確保するための制度



農水省における有害汚染物質の対策検討チーム (平成15年9月設置)

| チーム名 | 平成16年度の行動計画 |
|--|---|
| 食品の カドミウム 対策検討チーム | ・国際機関における基準値検討等への対応 ・作物のカドミウム吸収抑制対策マニュアルの作成 |
| 食品の水銀対策検討チーム | ・国際機関における魚類中のメチル水銀リスク管理に関する検討に参画 |
| 食品の ダイオキシン 類対策検討チーム | ・これまでに実施した我が国の農畜水産物中のダイオキシン類の実態調査結果をWHOのデータベースに提出 |
| かび毒対策検討チーム | ・リスク管理措置の必要なかび毒のリストアップと優先順位付けを行い、国内産農産物におけるかび毒汚染実態調査を実施 |
| アクリルアミド対策検討チーム | ・加工食品中のアクリルアミドの含有実態を把握し、国際的なアクリルアミドに関するリスク評価に資するデータを提供 |

GAP (適正農業規範: Good Agricultural Practice) とは

- ・農業生産における危害対策や管理方法を取りまとめたもの。
- ・危害対策を文書化し記録することで、安全性の取組を証明できる。

危害の種類と取扱いの注意事項

1. 生物学的危害 (病原微生物)

病原微生物を浸入させない。付着させない。増やさない

2. 化学的危険

残留農薬、硝酸塩、重金属の汚染防止

3. 物理的危険 (異物混入)

出荷・調製作業時の適切な管理

栽培過程における管理事項

1. 栽培前 (準備段階)

- ・立地条件の確認
- ・過去の汚染状況の確認
- ・施設、倉庫等の保守点検
- ・使用水の確認

2. 栽培中

- ・農薬の適正使用・施肥管理
- ・資材や機材の洗浄
- ・作業員の衛生管理
- ・かん水方法

3. 出荷・調製

- ・作業員の不注意
- ・包装資材の管理
- ・予冷库・貯蔵庫の管理

4. 文書、記録の管理

5. 作業員の教育訓練

- ・5S (整理、整頓、清掃、清潔、習慣づけ)

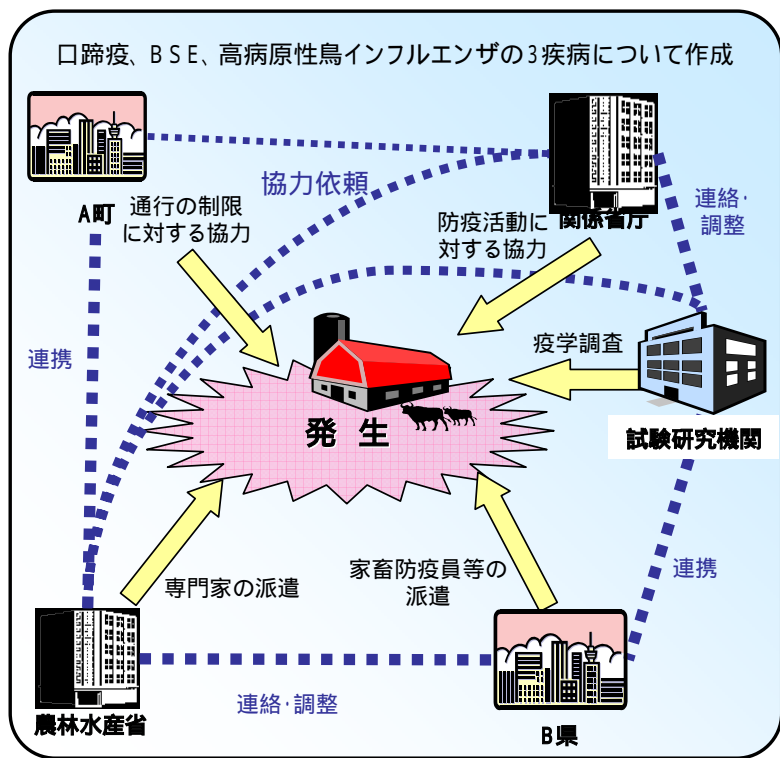
(注) GAPは特定の目的のために生産管理の要点を示す一般的概念であり、海外には食品安全性の確保の他、環境保全、労働福祉等様々な目的を持つGAPの例がある。

家畜防疫体制の強化

家畜防疫については、平成13年のBSEの発生における初動対応の反省を踏まえ、国、地方公共団体、関係機関等が連携して取り組むことが不可欠。こうしたことから、平成15年に改正された家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病の発生及びまん延防止等の措置を講ずるための指針（特定家畜伝染病防疫指針）を公表。

また、家畜の伝染性疾病の中には、家畜の所有者が衛生管理を徹底することでその発生を予防できるものもあることから、特定の畜畜についてその飼養に係る衛生管理の方法に関し畜畜の所有者が遵守すべき基準（飼養衛生管理基準）の遵守を推進することが必要。

特定家畜伝染病防疫指針(平成16年11月・12月公表)



飼養衛生管理基準(平成16年12月施行)

